

凍り豆腐品質表示基準

制 定	平成12年12月19日農林水産省告示第1645号
改 正	平成16年10月7日農林水産省告示第1821号
改 正	平成19年11月6日農林水産省告示第1370号
改 正	平成23年8月31日消費者庁告示第8号
最終改正	平成23年9月30日消費者庁告示第10号

(趣旨)

第1条 凍り豆腐(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、凍り豆腐とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 食品添加物以外の原材料として大豆(脱脂加工大豆及び粉末大豆を除く。以下同じ。)のみを原料とした豆腐を凍結し、熟成し、解凍し、脱水し、及び乾燥したもの(膨軟加工したものを含む。)
- (2) (1)のうちさいの目、細切りその他の形状に切断したもの、粉末にしたもの及び割れたもの
- (3) (1)及び(2)に調味料を添付したもの

(表示の方法)

第3条 名称、原材料名及び内容量の表示に際しては、製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。)は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア 「凍り豆腐」、「こうや豆腐」又は「しみ豆腐」と記載すること。

イ アに規定する名称の文字の次に、括弧を付して、さいの目、細切りその他の形状に切断したもの、粉末にしたもの及び割れたものにあつては「さいの目」、「粉末」等その形状を、調味料を添付したものにあつては「調味料付き」と記載すること。ただし、容器又は包装を通して中身が見える場合にあつては、形状の記載を省略できることとする。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のアからウまでの区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれアからウまでに規定するところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の凍り豆腐の原材料は、「大豆」と記載すること。ただし、調味料を添付したものにあっては、「凍り豆腐」、「こうや豆腐」又は「しみ豆腐」の文字の次に、括弧を付して「大豆」と記載すること。

イ 調味料を添付した場合における食品添加物以外の添付してある調味料の原材料は、「添付調味料」の文字の次に、括弧を付して原材料に占める重量の割合の多いものから順に「砂糖」、「食塩」、「みりん」、「かつおエキス」等と記載すること。

ウ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45号)第1条第2項第5号及び第4項、第11条並びに第12条の規定に従い、凍り豆腐(調味料を添付したものにあっては、当該調味料を除く。)に添加したものにあっては当該凍り豆腐の原材料名の表示に併記して、添付してある調味料に添加したものにあっては当該添付してある調味料の原材料名の表示に併記して記載すること。

(3) 内容量

加工食品品質表示基準第4条第1項第3号の規定にかかわらず、次のアからウまでに規定するところにより記載すること。

ア 内容重量を、グラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。

イ さいの目、細切りその他の形状に切断したもの、粉末にしたもの及び割れたもの以外のもの
であって、内容重量が300g未満のものにあつては、アに規定する内容重量のほか、内容個数を
記載すること。

ウ 調味料を添付したものにあっては、凍り豆腐（添付してある調味料を除く。）の内容重量及
び内容個数（イに該当する場合に限る。）を、「凍り豆腐」、「こつや豆腐」又は「しみ豆腐
」の文字の次に括弧を付して記載するとともに、添付してある調味料の内容重量を、「添付調
味料」の文字の次に括弧を付して記載すること。

（その他の表示事項及びその表示方法）

第4条 製造業者等は、加工食品品質表示基準第3条に規定する事項のほか、容器又は包装の見やす
い箇所に、背景と対照的な色で、日本工業規格Z8305（1962）に規定する8ポイント（表示可能面
積がおおむね150cm²以下のものにあつては、6ポイント）の活字以上の統一のとれた活字で、調理
方法を表示しなければならない。

（表示禁止事項）

第5条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示して
はならない。

- (1) 人工的に凍結して製造したものについて天然、自然その他自然の寒気を利用して凍結したもの
と誤認させる用語
- (2) 「純」、「純正」その他純粋であることを示す用語
- (3) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

附 則（平成12年12月19日農林水産省告示第1645号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年10月7日農林水産省告示第1821号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月6日農林水産省告示第1370号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日以前に製造され、加工され、又は輸入された凍り豆腐の品質に関する表示に
ついては、この告示による改正前の凍豆腐品質表示基準の規定の例によることができる。
- 3 この告示の施行の日から起算して一年を経過した日までに製造され、加工され、又は輸入される
凍り豆腐の品質に関する表示については、この告示による改正前の凍豆腐品質表示基準の規定の例
によることができる。

附 則（平成23年8月31日消費者庁告示第8号）

この告示は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日消費者庁告示第10号）

この告示は、平成23年10月1日から施行する。